

物部川水系流域治水協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 「物部川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、物部川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

3 本会議を進めていくにあたり、その他の物部川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 物部川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策及び避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

(3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

(4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(部会の設置)

第5条 協議会は、第4条に掲げる事項を円滑に進めるため、構成員の発議により部会を設置することができる。

2 部会での審議結果は、協議会にて構成員に共有するものとする。

3 部会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所調査課及び高知県土木部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月6日から施行する。
本規約は、令和2年11月27日に改定する。
本規約は、令和3年2月8日に改定する。
本規約は、令和3年3月23日に改定する。
本規約は、令和3年12月23日に改定する。
本規約は、令和4年5月19日に改定する。
本規約は、令和6年7月30日に改定する。

物部川水系 流域治水協議会 名簿

	機関	役職
構成員	高知市	市長
構成員	南国市	市長
構成員	香南市	市長
構成員	香美市	市長
構成員	高知県	危機管理部長
構成員	高知県	農業振興部長
構成員	高知県	林業振興・環境部長
構成員	高知県	土木部長
構成員	農林水産省	中国四国農政局 高知南国農地整備事業所長
構成員	林野庁	四国森林管理局 高知中部森林管理署長
構成員	森林整備センター	高知水源林整備事務所長
構成員	気象庁	高知地方気象台長
構成員	国土交通省	高知河川国道事務所長
構成員	国土交通省	四国地方整備局流域治水推進室長
オブザーバー	高知県	公営企業局 次長
オブザーバー	物部川流域学識者会議	高知大学教育学部 自然科学系理工学部門 教授
オブザーバー	物部川濁水対策検討会	物部川漁業協同組合 組合長
オブザーバー	物部川清流保全推進協議会	高知大学教育学部 自然科学系理工学部門 教授